

令和6年度 第13回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和7年3月25日（火）午前9時30分開会
開催場所	清須市役所北館2階第1・第2会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員（教育長職務代理者） 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 生 涯 学 習 課 長 大 沼 賀 敬 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 健康福祉部次長兼児童保育課長 吉 野 厚 之 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 代 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 山 内 裕 二 学校教育課学校教育係長 嶋 中 三 奈
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第12回定例会会議録の承認について 日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について 日程第4 同意第2号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について 日程第5 同意第3号 清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 日程第6 同意第4号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について 日程第7 同意第5号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について 日程第8 同意第6号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について 日程第9 同意第7号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について 日程第10 同意第8号 清須市教育支援教室指導員の任命について 日程第11 議案第7号 清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案 日程第12 議案第8号 清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 日程第13 議案第9号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案 日程第14 議案第10号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案 日程第15 議案第11号 清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案 日程第16 議案第12号 清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案 日程第17 議案第13号 清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案 日程第18 議案第14号 清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示案 日程第19 議案第15号 清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天竺教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和6年度第13回清須市教育委員会定例会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通してお願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長

「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。

日程第2 令和6年度第12回定例会会議録の承認について

天竺教育長

「令和6年度第12回定例会会議録の承認」についてを議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。
それではお手元の令和6年度第12回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和7年3月10日、月曜日、午前9時30分開会でした。
出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方、全員ご出席いただきました。
定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか8名でありました。
日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3、令和7年度清須市教育委員会基本方針案、日程第4、第2期清須市学校教育情報化推進計画案、日程第5、県費負担教職員等の人事の内示について、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから6ページとなります。
また、日程第5、県費負担教職員等の人事の内示については、非公開の議案としてお認めいただきました。こちらは非公開の議事録としてまとめております。
ご確認をお願いいたします。以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。内容について、ご確認の時間を少しとります。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「令和6年度第12回定例会会議録について」

は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、「令和6年度第12回定例会会議録について」は、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、後藤委員と太田委員に、ご署名をお願いします。

日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について

天竺教育長

同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第1号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について。清須市教育委員会事務局教育部職員に別紙の者を任命する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、令和7年4月1日付、清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第34条の規程により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するために必要があるからです。

1枚おめくりください。4月1日付けのそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。昇格、職名変更、市長部局から教育部への異動、再任用及び新規採用により配属された職員で、計14名です。

教育部より市長部局等へ異動した職員は、8名です。

次に、幼稚園の異動です。令和6年度から、西枇杷島第1幼稚園は、教育委員会から児童保育課へ事務移管されているため、職員は、健康福祉部児童福祉課の職員と、教育委員会の職員との併任として取り扱われます。

最後に退職でございます。こちらについては、4名が令和7年3月31日付けにて退職となります。

令和7年度、新たな体制で清須市の教育行政を担ってまいりますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行ないます。質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。これより採決をします。

同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第4 同意第2号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について

天竺教育長

同意第2号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい、スポーツ課長の高山でございます。

同意第2号、清須市スポーツ推進委員の委嘱について。清須市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由。この案を提出するのは、清須市スポーツ推進委員規則第4条の規定により、清須市スポーツ推進委員を委嘱するために必要があるからです。1枚おめくりください。改正文です。

もう1枚おめくりください、別紙、委嘱者一覧をご覧ください。

スポーツ推進委員に、再任30名新規1名を委嘱するものです。

委嘱期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第2号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第2号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第5 同意第3号 清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

天埜教育長

日程第5、同意第3号「清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第3号、清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第2条の規定により、清須市立の学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するために必要があるからです。

一枚おめくりください。学校歯科医等の新規委嘱者等となります。

新川小学校の学校歯科医、学校薬剤師及び西枇杷島第1幼稚園の学校薬剤師について、交代がありました。

新川小学校歯科医については、よこい歯科クリニックの横井先生を新たにお迎えすることとなりました。また、学校薬剤師は、清洲中学校と兼務していただいた八幡薬剤師から、新たにツジ薬局清須店の山口薬剤師へ変更となりました。

西枇杷島第1幼稚園においては、だるま堂薬局の笹崎薬剤師を新たにお迎えすることとなりました。

もう一枚おめくりください。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の一覧となります。現在、42名の方を委嘱しております。

児童生徒が学校生活を健康に過ごすことができるようご指導及び各種健診業務にご協力をいただきますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第3号「清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第3号「清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第4号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について

天竺教育長

日程第6、同意第4号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の大沼です。

同意第4号、清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について。清須市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、社会教育法第9条の7第1項の規定により、清須市地域学校協働活動推進員を委嘱するために必要があるからです。

1ページおめくりください、委嘱者の名簿になります。

地域学校協働活動推進員とは、学校と地域をつなぐ調整役として、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案のほか、学校からの支援依頼に対して地域ボランティアの募集・確保などに協力いただきます。

令和7年度は、中学校区ごとに連携して活動できる体制を整備するため、29名を委嘱するものです。任期は、令和8年3月31日までの1年間となります。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第4号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第4号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第5号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について

天竺教育長	日程第7、同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について」でございます。 事務局より、議案の説明をお願いします (学校教育課長 挙手) 学校教育課長
学校教育課長	はい。学校教育課長の瀬尾です。 同意第5号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について。清須市立小中学校スクールカウンセラーに別紙の者を任命する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。 提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、清須市立小中学校スクールカウンセラーを配置し、任命するために必要があるからです。 1枚おめくりください。今年度各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする12名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、2つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が配属されております。 なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣以外に、市において任用した6名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。 なお、12名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有しております。任命期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっておりますので、ご承認をお願いします。
天竺教育長	これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。 同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。従って、同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第6号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について

天竺教育長	日程第8、同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」でございます。 事務局より、議案の説明をお願いします (学校教育課長 挙手) 学校教育課長
学校教育課長	はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第6号、清須市青少年・家庭教育相談員の任命について。清須市青少年・家庭教育相談員に別紙の者を任命する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教育相談員を任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。任命者の一覧となります。元教員である、富田和美氏と大島明美氏の2名のほか、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する新谷 忍氏、元警察官の猪田利男氏の4名体制により、相談・支援を継続してまいります。任用期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。また、備考欄のSSWは、スクールソーシャルワーカーの略です。愛知県の補助事業を活用して、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の担当部門や関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援していく役割を昨年に引き続き、担っていただきます。県の補助要綱上では、教員OBなど、福祉や教育の分野において、知識・技術を有する者又は活動実績を有する者のうち、教育委員会が認める者をスクールソーシャルワーカーとしても活用することが可能となることから、3名の方については、その旨を併せてご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第9 同意第7号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について

天竺教育長

日程第9、同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第7号、清須市特別支援教育巡回指導員の任命について。清須市特別支援教育巡回指導員に別紙の者を任命する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校を巡回し、発達障害のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行う、清須市特別支援教育巡回指導員を任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。巡回指導員の一覧です。2名の方で、市内の学校、幼稚園、教育支援教室を担当していただくこととしております。

1人目の李慧英氏は、清洲・新川地区及び教育支援教室を担当いただきま

す。平成17年度には、西枇杷島中学校のスクールカウンセラーとして勤務経験をお持ちで、臨床心理士の資格をお持ちです。

2人目の小濱真奈美氏は、西枇杷島・春日地区を担当していただきます。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語等の分野が得意で、聾学校での勤務経験が長い方です。

期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっておりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第10 同意第8号 清須市教育支援教室指導員の任命について

天竺教育長

日程第10、同意第8号「清須市教育支援教室指導員の任命について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第8号、清須市教育支援教室指導員の任命について。清須市教育支援教室指導員に別紙の者を任命する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の児童生徒で、何らかの心理的な理由等で登校できないもの並びにその保護者に対し、学校及び関係機関の連携の下に適正な支援や指導を行う、清須市教育支援教室指導員を任命するために必要があるからです。

1枚おめくりください。指導員の一覧です。令和6年度からの変更はなく、4名ともに元教員であり、不登校児童生徒へ暖かい眼差しと包容力をもって、通室者の支援にあたっていただけの方でありますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。これより、採決をいたします。

同意第8号「清須市教育支援教室指導員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第8号「清須市教育支援教室指導員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第 1 1 議案第 7 号 清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案

天竺教育長	議案第 7 号「清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
学校教育課長	はい。学校教育課長の瀬尾です。 議案第 7 号、清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案。上記の議案を提出する。令和 7 年 3 月 2 5 日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。 提案理由です。この案を提出するのは、清須市立中学校の部活動に係る今後の在り方等についての検討を行うため必要があるからです。1 枚おめくりください。制定文となります。 設置目的は、今後、中学校における休日等の部活動の在り方について検討を行うため、小中学校長の代表者、保護者の代表者、中学校部活動に携わる教員の代表者、市文化協会・体育協会・総合型地域スポーツクラブの代表者で組織します。 部活動の地域連携・地域展開における今後のスケジュールとしましては、令和 7 年度の早い時期で、まず、この部活動検討委員会を開催し、制度設計について協議します。その結果を令和 8 年度に予算化できるよう財源優先配分事業として計上し、令和 8 年度から試行、令和 9 年度から本格稼働を想定しています。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
天竺教育長	これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
高山委員	副委員長 1 名より 2 名の方がよろしいのではないかと思います。理由はですね、やはり会議の内容は非常に重要なものなので、1 名より 2 名、多数いた方が良いのではないかと思います。
学校教育課長	各種の検討委員会がございすけど、副委員長を 2 名指名するということはないものですから、一度検討させていただきます。以上です。
太田委員	こういう行政の委員会というのは、年齢の基準があるのかはわかりませんが、実際、中学校で部活動を実際行ってきた年齢が近い方、成人した者ではないと委嘱はできないということであれば、成人しているなるべくお若い方というか、現状の中学校の部活動を知っている、より現役に近い方も対象としてお選びいただくと、現場のリアルな声が拾えるのではないのかなというふうに思いましたので、別に項目として挙げる必要がなければこの第 3 条第 2 項第 9 号の教育委員会が認める者と呼べるのであればそれで結構かと思うのですが、そういう観点も私はこの委員の選出の中で必要じゃないかなというふうに思いました。
学校教育課長	他の自治体の検討委員会の例を見ますと、やはり若い方がメンバーに入っているところもありますので、参考にさせていただきますありがとうございます。 作業部会というものもございすし、有識者もしくは先進的に取り組んでらっしゃる方とか、いろんな方もこれから想定していきたいと思ひますの

で、ありがとうございました。

天竺教育長

その他、質問はよろしかったでしょうか。
これより討論を行います。討論はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第7号「清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第7号「清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

天竺教育長

議案第8号「清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第8号、清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、電子計算機を利用して証明事務を行う場合において、電子印として公印の印影を印字装置で出力する必要があるからです。

1枚おめくりください。改正案です。もう2枚おめくりください。新旧対照表となります。学校教育課の証明事務で就学通知書、転入学通知書及び就学時健診通知書を電子計算機から出力する業務があります。この業務について効率化を図るため、清須市教育委員会の印が電子印として印字された状態で出力されるものを使用できるよう制度を整理するものです。

電子印を使用する際は、新たな様式である「第2号様式」において、教育部長に申請する取扱となります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第8号「清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第8号「清須市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案

天埜教育長	議案第 9 号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
学校教育課長	はい、学校教育課長の瀬尾です。 議案第 9 号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和 7 年 3 月 2 5 日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。 提案理由です。この案を提出するのは、教職員の人事異動に伴い、共同学校事務室を置く学校を変更するため必要があるからです。 1 枚おめくりください。改正案です。さらにもう 1 枚おめくりください。新旧対照表となります。共同学校事務室室長が在籍する学校を共同学校事務室に定める必要があるため、規則を改正するものとなります。 ご審議の程、よろしくお願いします。
天埜教育長	これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) これより討論を行います。討論はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、採決をいたします。議案第 9 号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。従って、議案第 9 号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 0 号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案

天埜教育長	議案第 1 0 号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。 (学校給食センター管理事務所長 挙手) 学校給食センター管理事務所長。
学校給食センター管理事務所長	学校給食センター管理事務所長 吉田です。 議案第 1 0 号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和 7 年 3 月 2 5 日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。 提案理由です。この案を提出するのは、物価高騰の影響を受ける子育て世帯等の家計支援を目的に、令和 6 年 4 月 1 日に引上げた清須市立小学校の児童及び清須市立中学校の生徒にかかる給食費について、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、引上げ分を公費負担とする取扱いを行うと

ともに、令和7年5月1日から同年7月31日までの間、無償とする取扱いを行うために必要があるからです。

1枚めくっていただきまして、当該規則改正に係る改め文となります。もう1枚おめくりいただき、新旧対照表となりますので、ご覧ください。

清須市学校給食センター管理運営規則の制定附則に、令和7年度における給食費の額の特例として、3つの項を第6項から第8項として追加するものです。第6項は小学校の児童に対する引上げ分の公費負担の特例、第7項は中学校の生徒に対する引上げ分の公費負担の特例で、令和6年度と同様に小学校4,500円、中学校5,200円の月額給食費の内、400円を公費で負担するものです。第8項は前2項の規定にかかわらず、児童・生徒の5月から7月の3ヶ月分の給食費を無償とするものです。

また、本規則改正の施行は、令和7年4月1日となります。
よろしく願います。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

太田委員

質問です。令和7年5月1日から7月31日までの間、公費負担になるというご説明だったと思うのですが、この議案と趣旨は違うかもしれません。なぜこの時期に公費負担ゼロにするのか教えてもらいたいです。

学校給食センター管理事務
所長

給食費の無償化につきましては、今全国的に給食費の無償化を施策としてやっておる市町村も多くなっております。

その中で、本市につきましても、過去、令和4年度と今年度にも同じような形で無償化をしておりますが、同様の形で来年度の3カ月間、これは臨時交付金というもの国から出ておりますので、そちらを活用して無償化を実施するという政策でございます。以上でございます。

天竺教育長

その他、よろしかったでしょうか。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第10号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第10号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案

天竺教育長

議案第11号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長	はい、スポーツ課長の高山でございます。 議案第 1 1 号、清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和 7 年 3 月 2 5 日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。 提案理由。この案を提出するのは、新しい施設予約システムの導入に伴い、情報通信の技術の利用による利用手続を拡大するため必要があるからです。 1 枚おめくりください。改正文です。 もう 1 枚おめくりください。新旧対照表です。 当該規則第 2 条に対象となる施設として、第 2 号に清須市屋外体育施設、第 3 号に清須市立学校施設、第 4 号に清須市西枇杷島勤労福祉会館、及び第 5 号に清須市公民館の 4 施設を追加するものです。 なお、附則第 2 項及び第 3 項におきまして、関連する条例施行規則の整理を行うものです。 1 枚お戻りください。改正文の真ん中の方、附則第 1 項、この規則は令和 7 年 4 月 1 日より施行するものです。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
天竺教育長	これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
上田委員	ちょっと理解がいけないかと思うのですが、これは情報通信の技術が 4 月の 1 日から変わるという意味でよろしかったでしょうか。
スポーツ課長	委員のおっしゃる通りでございます。今までのシステムから新しいシステムへ移行するのが令和 7 年 4 月 1 日からということでございます。以上です。
天竺教育長	その他、よろしかったでしょうか。 これより討論を行います。討論はございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、採決をいたします。議案第 1 1 号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。従って、議案第 1 1 号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 1 2 号 清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長	議案第 1 2 号「清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
-------	--

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第12号、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和7年3月25日提出。

提案理由です。この案を提出するのは、愛知県立中学校の開校に伴い、市内在住者で当該中学校に通う生徒に対しても就学援助が行えるよう整理する必要があるからです。

1枚おめくりください。改正文となります。4枚おめくりください。新旧対照表となります。令和7年4月1日に愛知県立中学校が開校することに伴い、今まで、清須市立小中学校に在籍する児童生徒のみが対象となっていたものを、市立学校以外に在籍する児童生徒も対象となるよう整理しました。そのため、題名自体も変更となります。

援助対象者は、経済的な理由によって就学困難な児童生徒、又は、就学予定者の保護者となります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第12号「清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第12号「清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長

議案第13号「清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい、スポーツ課長の高山でございます。

議案第13号、清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由。この案を提出するのは、会員数が減少している生涯学習関係団体の補助金額を見直し、市民のスポーツ活動及び文化活動の振興を図るため必要があるからです。

1枚おめくりください。改正文です。

もう1枚おめくりください。新旧対照表です。

今回改正するのは、清須市文化協会及び清須市体育協会です。現在、会員数に応じて補助をしていますが、将来の会員数の減少による補助金額の減少による活動の縮小への影響を少なくするため現在の予算額をベースとして、算定方法を見直し、施設使用料助成について、一定の割合を確保し、団体の活動を支援するものです。

1枚お戻りください。1番下、附則、この規則は令和7年4月1日より施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

太田委員

文化協会・体育協会の補助限度額、ぱっと見は減るけれども、使用料に対する補助を新たに追加することで、会員が減っても運営がしやすいような形にシフトをしていくという内容でよろしかったでしょうか。

スポーツ課長

委員おっしゃられる通りでございます。現在の制度でございますと、会員数が減っていきますと、それに合わせて補助金額も減っていきます。

文化協会・体育協会は、それぞれが団体で行動しているということでございますので、できる限り補助金に影響がでないよう、施設使用料の補助を行っていった方が活動を停滞させることなく、今まで通り将来にわたってもできるというもので考えて行いました。以上でございます。

天竺教育長

その他、よろしかったでしょうか。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第13号「清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第13号「清須市生涯学習関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示案

天竺教育長

議案第14号「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

議案第14号、清須市学校給食費等臨時給付金事業実施要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、市立小中学校の給食費を月額400円引き上げることについて、昨年度と同様に1年間分を公費で負担するとともに、令和7年5月から7月までの3カ月分の給食費を無償化することを受け、市立以外の小中学校に通学する等の理由により、公費負担の恩恵を受けない児童生徒の保護者に対して、市立小中学校と同様の支援措置を講じるため必要があるからです。

1枚おめくりください。制定文となります。もう1枚おめくりください。

新旧対照表となります。

第3条支給対象者は、令和7年5月1日時点で、清須市に住民登録のある対象児童等を養育する保護者となります。対象児童等は、6歳から15歳、平成22年4月2日から平成31年4月1日生まれの児童等で、市外の小中学校に通学しているなど、学校給食費引き上げ分の公費負担の対象とならない者となります。

支給額は、給食日数の関係で学年により異なります。3カ月分の給食費と1年間分の値上がり分の公費負担分が支給額となっております。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するものであるため、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

上田委員

小中学校に通っている児童生徒さんということですが、例えばふれあい教室とかに通室する児童生徒さんの給食費はどのようになって、その方たちにもこれが対象になるのかどうかということをお伺いしたいです。

学校教育課長

ふれあい教室に通ってる方や不登校の方、長期欠席の方で給食を止めてある方は対象になります。以上でございます。

天竺教育長

その他、よろしかったでしょうか。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第14号「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第14号「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案

天竺教育長

議案第15号「清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい、スポーツ課長の高山でございます。

議案第15号、清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案。上記の議案を提出する。令和7年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由。この案を提出するのは、新しい施設予約システムの導入に伴い、現在、運用している清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システ

ムの利用手続を終了するため必要があるからです。

1枚はねてください。

清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案。

清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示。

清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱（令和4年清須市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附則。この告示は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

（委員より、「なし。」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第15号「清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

挙手全員です。従って、議案第15号「清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱を廃止する告示案」については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和6年度第13回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教 育 長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 太 田 光 則